

2025年7月18日

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 徳良 様

愛知労働局
局長 小林 洋子 様

中京非正規ユニオン
共同執行委員長 鬼松 成剛
竹内 啓
(公印略)

非正規雇用労働者を含めた全ての労働者が、いつまでも人間らしい生活が出来るように、十分な中小企業支援策とともに、愛知県最低賃金の毎年の引き上げ（今年度：1500円以上）と審議の活性化・公開を求める要請

2025年度の愛知地方最低賃金審議会が始まりました。国民の請願権にもとづき貴審議会と労働局に下記の4項目を要請します。要請書を全ての審議会委員に配付・説明し、要請項目について審議に反映させていただくよう求めます。

はじめに

——非正規雇用労働者の悲鳴を聞いてください。今すぐ1500円以上を！

わたしたち、中京非正規ユニオンの仲間たちは、米価高騰で白米すら大盛で食べられずに夜中空腹で目覚める、春闘交渉で当初、賃上げは昨年度の最低賃金の引上げ分50円だけと言われる、勤続21年にもかかわらず時給は最低賃金は張り付きで、さらに手取り14万円を切るまで実質賃下げされ、生活できないので賃上げ10万円を求めて団体交渉やストライキを行ったら突然解雇される、最低賃金張り付きの時給で、時給は昨年10月の最低賃金が引き上げられたときによりやく上がる、やはり最低賃金張り付きのブラックな介護現場で身も心もボロボロになるまで働かされるが、生活のために辞めることができない、低賃金時給のため1つの仕事だけでは生活が成り立たず、ダブルワークはおろか5つの仕事を掛け持ちしなければならないなど、きびしい労働条件と生活実態に苦しめられています。何としても物価高騰を上回る大幅な最低賃金の引上げ、時給1500円以上を求めます。

1. 最低賃金の毎年の引き上げを円滑に進めるため、各種の税金や社会保険料の事業主負担分を免除・軽減するなど、中小企業に対する特別な財政措置を行うことを政府や愛知県に求めること

【理由や背景】

1) 最低賃金の引き上げには中小企業への財政支援が欠かせません。日本商工会議所・東京商工会議所の2025年調査（「中小企業における最低賃金の影響に関する調査」

(<https://www.jccci.or.jp/news/research/2025/0305110017.html>)でも最賃引き上げの対応のために、政府等に求める支援として「税・社会保険料負担等の軽減」が77.5%、次いで「助成金の拡充・使い勝手の向上」が45.4%などとなっています。

2) 7月3日に行われた、愛知地方最低賃金審議会で配布された、連合調査による「春季労使交渉における賃上げ率の推移」で、全体では5.26%となっているが、中小企業に限った率では4.7%となっています。中小企業が賃上げを行い辛いことが分かります。

3) 愛知中小企業家同友会実施の「2025年賃金・労働調査」によると、賃上げの原資に不安を感じている中小企業は48%ほどあり（Q7. 賃上げの原資への回答 「あまりない 37.7%」と「ほとんどない 10.3%」の合計）、

その理由も中小企業特有のものなどが見受けられます（Q9. 賃上げしない理由への複数回答 「業績不振 39%」、「業績の先行きが不安」 34.3% 「仕入れ価格上昇 30.5%」など）。中小企業自身の努力だけでは、賃上げを実現できず、県や政府の今以上の支援が必要となっています。

4) 5月22日に開催された政労使の意見交換

(<https://www.kantei.go.jp/jp/103/actions/202505/22seiroushi.html>)で、石破首相は、最低賃金1500円目標の実現に向け、「政府の補助金における重点的な支援、交付金等を活用した都道府県による地域の実情に応じた賃上げ支援の十分な後押し」を表明しました。自治体では、独自の補助金制度などが相次いで創設されています（福岡県の「経営革新賃上げ環境整備緊急支援補助金」、北九州市の「生産性向上・賃金引上げ応援補助金」など）。県内の労働組合の連合体などは、3月24日、愛知県知事が最賃引き上げに積極的な役割を果たすことを求めるとともに、「若者の愛知県から東京圏への転出超過問題を克服し誰もが安心してはたらき暮らせる愛知にするため県知事が最低賃金引上げに積極的な役割を果たすことを求める要請」を

しました（愛労連新聞 第382号）。貴審議会としても、この要請内容を超える水準の財政措置を政府や愛知県に求めてください。

2. 愛知県最低賃金を、毎年引き上げること（今年度：1500円以上）

【理由や背景】

1) 米の価格は5キロ3千9百円代で食生活に大きな影響を与えています（小売店業態別の価格動向・地域別の価格動向マップ（令和7年7月11日））。今年は飲食料品や外食業で最大2万品目の値上げの可能性があると報道されています（「食品主要195社」価格改定動向調査－2025年7月）。大企業では二年連続での引き上げ額1万円台、アップ率4%台の賃上げがされています（経団連 2025年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況（第1回集計））が、中小企業や非正規の労働者、とりわけ労働組合がない職場での賃上げは低く、厚生労働省の令和6年賃金引上げ等の実態に関する調査では、労働組合のある企業の賃上げ率は4.5%、労働組合のない企業は3.6%増にとどまっています。

最低賃金法第1条は、「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」と定めています。第1条の趣旨に則り、中京非正規ユニオンは、愛知県最低賃金を毎年引き上げること、また今年度は1,500円以上に引き上げを求めます。

「あいちの就業状況」（2025年5月30日発表：2025年1月～3月平均）によると、県内の非正規労働者数は136万2千人です。最低賃金の大幅な引き上げは、非正規労働者のほとんどに波及し、愛知経済に好循環をもたらすことは間違いありません。

2) 県内の労働組合の連合体（愛知県労働組合総連合）は、2025年1月、愛知県（名古屋市）若年単身世帯の最低生計費試算結果（2024年改定版）を公表しました。その結果、普通の生活に必要な費用は、税や社会保険料を含めて月額27万円前後であることが明らかになりました。月額約27万円を得るのに必要な最低賃金は、1800円前後（月150労働時間換算）です。今すぐ最賃1500円はもちろん、先進国水準からすれば、早期に2000円を目指さなければなりません。最近の報道によると、例えばドイツでは、2025年6月27日に最低賃金委員会が、26年1月から法定最低時給を約2350円、27年からは約2400円に引き上げるよう、連邦政府に勧告しています。

3) 石破内閣は「2020年代に最低賃金の全国加重平均を1500円の実現」を掲げています。愛知県の現在の最賃は1077円、1500円との差は423円です。2029年までにはあと4年ですから、平均すると毎年106円程の引き上げが必要ですが、昨年を上回る物価高騰のもとで4年も待つことはできません。

3. 愛知地方最低賃金審議会（愛知県最低賃金専門部会も含む）の審議のあり方を以下の項目の通りに民主的にすること

- ・「専門部会」の「個別の打ち合わせ」（二者協議）についても議事録を作成し公開すること。
- ・全国約半数で実施されている意見陳述の場を作ること。
- ・労働者の生計費に関する資料として愛労連が発表した愛知県（名古屋市）若年単身世帯の最低生計費試算調査を活用すること。
- ・答申書には最賃改定額の理由・根拠を明示すること。

【理由や背景】

1) 2023年度から愛知県最低賃金専門部会（以下、専門部会）とその議事録が公開されるようになりました。しかし、公開されている専門部会の三者での議論は短時間で、それよりも長い時間をかけている休会中の「個別の打ち合わせ」（二者協議）は依然として「非公開」で議事録もありません。中央最低賃金審議会では、「二者協議」も公労会議、公使会議として正式な会議で協議されているにもかかわらず、休会中に協議されるのは極めて異常です。その議事録も作らないということでは、愛知の最低賃金は「闇の審議」で決められていると言わざるを得ません。多くの県民・労働者の生活に直結する最低賃金決定過程の透明性を高める必要があります。

2) 全国30近い地方最低賃金審議会において、審議会または専門部会の場で意見陳述が行われています。最低賃金法第28条は「厚生労働大臣は、賃金その他労働者の実情について必要な調査を行い、最低賃金制度が円滑に実施されるように努めなければならない」と定めています。

愛労連は、前述したように若年単身世帯の最低生計費試算調査結果の2024年改定版を発表しました。データを精査し若者の生活実態を反映させた内容です。また、審議会として、これまで「最低賃金額近傍で働く労働者の実情（とくに生活実態）」について、当事者の意見を聞いたことがあったでしょうか。

さらに、「医療・福祉」分野で働く労働者数は製造業、小売業に次ぐ規模です。これまで、審議会でのこの分野の労働者の生活実態について、当事者の意見を聞いたことがあったでしょうか。当該労働者に審議の場に参加して

もらい、「生活の実情についての意見陳述」がなされるよう会長の英断を求めます。

3) 最低賃金法第9条には、「地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」とあります。しかし、昨年度の専門部会に提出された資料は、「労働者の生計費」に関する資料（2種類）、「労働者の賃金」に関する資料（4種類）、「事業の賃金支払能力」に関する資料（12種類）であり、もっとも重視されなければならない、「労働者の生計費」に関する資料が軽視され、「事業の賃金支払能力」がもっとも重視されています。

また、「労働者の生計費」に関する資料は、名古屋市の消費者物価指数と名古屋市の二人以上世帯（全世帯）の消費支出です。しかし、後者の資料は、勤労者（会社などに雇用されている労働者）世帯だけのものではなく、無職世帯や勤労者以外の就業世帯を含み、しかも、税や社会保険料などの非消費支出を含まないものです。

さらに、これまで最低賃金は、事実上、単身者の生活を念頭に置いて議論されてきました。ならば、「労働者の生計費」は、二人以上の世帯の生計費

（消費支出など）ではなく、単身の勤労者世帯の資料を用いるべきです。審議会に提出されている「愛知県最低賃金と生活保護費との比較」では、比較対象者として18歳～19歳・単身世帯となっています。

単身者の生計費資料として愛労連が発表した愛知県（名古屋市）若年単身世帯の最低生計費試算調査を活用することを求めます。

意見陳述もなし、生計費の資料も少なく適切さに欠ける、これでは最低賃金法第9条だけでなく、憲法25条にもとづく第1条も軽んじていると言わざるを得ません。生計費にかかる適切な資料を用いて、活発な議論をしていただきたい。

4) 昨年度の愛知地方最低賃金審議会の答申書（8月5日）には、「当審議会は、・・・（中略）・・・貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する」と書かれています。ところが、この答申には、結論に至る「理由・根拠」が一切、記載されていません。本来、「理由・根拠」もなく結論のみの答申を受けても、その答申が妥当かどうか判断できないはずですが、答申通りに最低賃金が改定されています。

最低賃金は、それに違反した企業には罰則が適用されるのであり、最低賃金額を決定することは、強制力をもつ法律を制定するようなものです。法律の制定や改定の場合、通常、提案理由が述べられるのが当たり前です。提案理由がなければ、議会でともに審議できないからです。ところが、最低賃金の答申には、「理由・根拠」の説明がありません。「理由・根拠」のない答

申（結論）を提示され、労働局が決定しても県民・労働者の理解を得ることはできません。